

令和7年度第1回札幌市文化財保護審議会

日時 令和7年7月30日(水) 10:00～

会場 札幌市役所本庁舎18階第4常任委員会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- I 経常事業(文化財係関係)
- II 経常事業(埋蔵文化財係関係)
- III 政策事業

3 閉 会

1 開 会

○事務局（永田） ただいまから令和7年度第1回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長の永田が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。ここからは、座って説明させていただきます。

なお、内山委員におかれましては、オンラインの音声のみでの参加となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは進めさせていただきます。

本審議会は、札幌市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存や活用に関する重要事項、文化財の指定等について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議するものですが、審議事項がない場合でも、年2回程度、本市の文化財行政について御報告等をさせていただくとともに、委員の皆様から御意見等をいただく機会を設けているところでございます。

それでは、開催に先立ちまして、市民文化局長の知野より御挨拶を申し上げます。

○事務局（知野） 市民文化局長の知野でございます。

本日は、御多忙のところ、令和7年度第1回札幌市文化財保護審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から札幌市の文化財行政の推進に特段の御支援、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

皆様には、令和9年3月末までの2年間を任期といたしまして、札幌市文化財保護審議会の委員として委嘱させていただくこととなりました。快くお引き受けいただき、心より感謝を申し上げます。今後、専門的な立場から御意見をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年度は、委員の皆様からいただきました御意見やパブリックコメントも踏まえ、第2期札幌市文化財保存活用地域計画、これを作成し、7月18日には文化庁長官により認定されたところでございます。皆様からの多大なる御協力もあり、全国でも2番目となる第2期計画ができましたこと、改めて心より御礼を申し上げます。

この第2期計画の具体的な取組例の一つとしては、昨年度に引き続き、施設の耐震化や保存修理、予防修繕等を実施してまいります。特に、旧札幌控訴院庁舎、札幌市資料館のことでございます。それと時計台につきましては、引き続き検討会を立ち上げ、保存活用計画の策定に向け、検討を深めてまいります。

また、旧札幌控訴院庁舎は、令和8年度に創建100周年という大きな節目を迎えます。札幌軟石を使用した全国的にも大変貴重な重要文化財としての価値や魅力をさらに発信できるような企画の検討も進めてまいります。

今後も、市民の貴重な財産である本市の文化財や歴史文化の価値と魅力を多くの市民が共有し、大切に使いながら、将来に継承していけるよう取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

結びになりますけれども、本日は忌憚のない御意見をいただき、文化財行政の推進にお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） ありがとうございます。

なお、大変申し訳ありませんが、知野は別の業務と重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。机上に配付いたしました資料を御覧ください。

まず、次第と委員名簿がございます。

次に、「札幌市文化財保護条例」「札幌市文化財保護条例施行規則」「札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領」「札幌市文化財保護審議会傍聴要領」といった審議会の関係規定等をまとめたものが5枚、両面に印刷しております。

次に、表紙に「令和7年度札幌市文化財保護審議会（第1回）」と記載した資料がございます。めくっていただきまして、こちらは、1ページから7ページがまず本編となっております。8ページは空白ですが、9ページから最後の45ページまでが別添資料となります。また、別添資料にはそれぞれ資料1-1から6まで、資料番号を付してございます。

最後に、旧黒岩家住宅のパンフレットを用意しております。カラー版のものでございます。

以上、資料につきまして、不足はありませんでしょうか。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。委員名簿を御覧ください。

本年4月1日付で皆さんに委員として委嘱させていただきました。今期より新たに御就任いただいた2名を含む10名の委員の皆様へ御就任いただいております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

なお、略式で申し訳ございませんが、委嘱状は皆様の机の上に置かせていただいておりますので、御了承願います。

それでは、私から、名簿の順にお名前のみ紹介させていただきますので、一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。

それでは、まず、池ノ上委員お願いいたします。

○池ノ上委員 北海商科大学の池ノ上です。観光まちづくりを専門にしています。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 泉委員お願いします。

○泉委員 一般社団法人札幌観光協会の専務理事の泉でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 内山委員お願いいたします。

○内山委員 内山です。すみません、本日はオンライン参加になりまして。東海大学の内山と申します。考古学が専門です。よろしくお願いします。

○事務局（永田） 荏原委員お願いします。

○荏原委員 今期からお世話になりますが、よろしくお願いいたします。北海道科学大学におります。専門は音文化の研究で、シベリア・サハやアイヌの音文化について研究しています。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 往田委員お願いいたします。

○往田委員 往田協子と申します。よろしくお願いいたします。一般社団法人北海道建築士会に所属しておりまして、ヘリテージ・マネジメント活用委員会という委員と、札幌支部のまちづくり委員会、札幌支部の女性委員会に所属しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 高瀬委員お願いいたします。

○高瀬委員 北海道大学の高瀬と申します。考古学が専門になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 谷本委員お願いします。

○谷本委員 谷本でございます。よろしくお願いいたします。北海道大学の文学部で日本史、古文書ですね、それを担当しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 照井委員お願いいたします。

○照井委員 建築家の照井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 松岡委員お願いいたします。

○松岡委員 松岡と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局（永田） ありがとうございます。

次に、4月の人事異動で事務局の職員も替わっておりますので、御紹介させていただきます。

まず、文化部長の米森でございます。

○事務局（米森） 文化部長の米森でございます。2年目となります。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 文化財課長の宮村でございます。

○事務局（宮村） 宮村でございます。文化財係長として今までは接しておりましたけれども、4月から文化財課長になりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 文化振興課長の手塚です。

○事務局（手塚） 文化振興課長の手塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 文化財課埋蔵文化財係長の石井です。

○事務局（石井） 埋蔵文化財係長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 同じく文化財課埋蔵文化財普及啓発担当係長の藤井です。

○事務局（藤井） 普及啓発担当係長の藤井と申します。よろしくお願いします。

○事務局（永田） 文化振興課施設担当係長の小島です。

○事務局（小島） 施設担当係長、小島と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 文化財課文化財係の岩井中です。

○事務局（岩井中） 文化財課文化財係の岩井中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 同じく湯浅です。

○事務局（湯浅） 湯浅です。よろしくお願いします。

○事務局（永田） 同じく佐藤でございます。

○事務局（佐藤） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（永田） 同じく印口でございます。

○事務局（印口） 印口です。よろしくお願いします。

○事務局（永田） 最後に文化財課文化財係長の私、永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の成立についてでございます。

本日は、10名中、富士田委員から欠席の連絡がありまして、9名の委員の皆様は御出席いただいております。文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議は成立していることを御報告いたします。

なお、内山委員につきましては、オンラインの参加となっており、途中退席となっておりますことを申し添えます。

次に、会長、副会長を選出いたします。

札幌市文化財保護条例施行規則第3条により、「会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理」し、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する」とこととされており、その選出は、委員の互選によることとされております。

委員の皆様から御提案がなければ、事務局で御提案させていただくところですが、何か御提案はございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから、前任期において会長を務めていただいた谷本委員を引き続き会長に、副会長には、前任期において副会長を務めていただいた内山委員に引き続き御就任いただく案を提示させていただきます。皆様いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（永田） ありがとうございます。

それでは、会長は谷本委員、副会長は内山委員に決定させていただきます。

谷本会長、これより後の議事進行をお願いいたします。まずは、座席のほうの移動をお願いいたします。

それでは、ここからは、谷本会長に議事進行をお願いいたします。

○谷本会長 会長に今選んでいただきました谷本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

新たな任期となって初めての会議となりますけれども、スムーズに審議が図られますように皆様方の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

傍聴の方、いらっしゃいますね。では、傍聴の方は、お配りしております傍聴要領を遵守していただきますよう、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

2 議 事

○谷本会長 では、お手元の次第に従いまして進めてまいりたいと思います。議事は、本日は3件となっております。

議事の一つ目、経常事業（文化財係関係）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（永田） 私から説明させていただきます。

1 ページ目でございます。経常事業（文化財係関係）、令和6年度事業報告でございます。

まず、（1）の市内文化財の指定等についてでございますが、令和6年度の市内指定・登録文化財の状況については、資料の9～11ページ、別添資料1-1、1-2を御覧いただきたいと思います。

11ページの表の一番下にありますとおり、さっぽろテレビ塔が令和7年3月13日に国登録有形文化財に新たに登録されております。

また、未指定・未登録文化財の保存・活用の機運醸成を目的に、令和5年度から「札幌市地域文化財認定制度」の運用を開始しております。資料は13ページでございまして、別添資料1-3を御覧ください。

3行目でございますが、令和6年度は、阿部家関係資料の1件を認定しております。

資料の1ページにお戻りください。

次に、（2）の札幌市所有文化財の保存・活用についてでございます。

札幌市が所有する指定・登録文化財のうち建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用の在り方を検討の上、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施し、観覧施設等として公開等を行っております。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなど適切な保存と公開に努めております。

文化部では、15件の指定文化財（国指定5件、道指定2件、市指定8件）を所管するほか、市有施設等において地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っております。

指定管理者制度を導入している時計台、豊平館、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮のうち、豊平館は指定管理期間の満了に伴い、令和7年度から令和11年度までを期間とする指定管理者の選定を行っております。結果としては、指定管理者に変

更はございませんでした。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらの別添資料1－4は、主な札幌市所有文化財の管理方法や公開状況、観覧者数などをまとめた資料となっております。

一番右側に令和6年度観覧者数がありますけれども、多い順に、時計台が一番多く、次に旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸、豊平館という順となっております。令和5年度と比較しますと大幅に増えた施設もあるところでございます。

17ページの別添資料1－5は、札幌市が土地または建物を所有している市内の郷土資料館を一覧にまとめたものでございます。後ほど御覧ください。

資料の1ページにお戻りください。

(3) 無形文化財保存伝承事業でございます。

札幌市では、市指定無形文化財丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事であるアシリチェブノミの保存伝承事業に対する補助事業を行っており、両事業とも9月16日に実施され、補助を行っているところでございます。

次のページを御覧ください。2ページになります。

(4) 文化財の普及啓発について御説明いたします。

市民等に対し、文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員による文化財の普及啓発講座等を実施しております。

例年実施しております文化財保護指導員による文化財普及講座は、4件実施しているところでございます。

続きまして、2番目、令和7年度実施予定事業でございます。

記載しておりますとおり、「札幌市地域文化財認定制度」推薦の募集、札幌市所有文化財の保存・活用は継続でございます。

(3) の無形文化財保存伝承事業については、丘珠獅子舞保存会、アシリチェブノミ実行委員会のそれぞれからの補助申請により支援を行うこととしております。

最後の文化財の普及・啓発につきましては、文化財保護指導員による文化財普及講座を継続するほか、冊子であります「札幌の文化財」と「文化財めぐりマップ」の配布なども継続していきます。

以上で、I、経常事業（文化財係関係）について御説明を終わります。

○谷本会長 ありがとうございます。

経常事業（文化財係関係）として、令和6年度の事業報告、それから令和7年度の実施予定事業について、御報告をいただきました。この点に関しまして、御質問、それから御意見ございますでしょうか。

高瀬先生お願いします。

○高瀬委員 豊平館の指定管理者についてお聞きしたいのですが、応募は何件ぐらいあったのか、もしお分かりでしたら参考までに教えていただければと思います。

○事務局（宮村） 私からお答えさせていただきます。

応募は、2社からございました。そのうち、現在指定管理者である歴史文化財団が、最終的に候補者として決まった形になります。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○谷本会長 2社から応募があつて1社に決めたということですね。分かりました。

ほかにいかがでございましょうか。

照井先生お願いします。

○照井委員 今年度の予定事業の中の文化財普及啓発の冊子の配布先といいますか、どこで配布をしているのかというのをお知らせいただけないでしょうか。

○事務局（永田） 文化財関連施設等に配架しているところですが、今年度については、周知不足等もありますことから、少し拡大しようと考えているところでございます。

○照井委員 インバウンドも増えていますので、効果的な配布を考えていただければと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今、1事業報告と、2予定事業を分けずに聞いておりますけれども、どちらでも結構です。

松岡先生お願いします。

○松岡委員 細かいことなのですが、10ページに一覧で指定文化財の一覧表、別添資料の1-1に関して、その中で、私は屯田兵村の調査をしていて、屯田兵屋を調べて歩いていたのですが、琴似神社の兵屋が、たしか今非公開になっているのかな。それで、私、調べないで行ったのも悪いのですけれども、行って見て、非公開になっていたんだということがあったので、1点目は、そういう非公開になっている、あるいは休館になっているというアナウンスはどこでされているのかということと、2点目としては、神社の中にあるからということもあるのでしょうかけれども、それと道の指定なのであまり札幌市は関係ないのかもしれないのですが、あのまま、ずっと閉館のままでいくのかどうか、お聞きしたいなと思いました。

以上です。

○谷本会長 琴似屯田兵屋についての御質問でしたが、今すぐお答えできますでしょうか。

○事務局（宮村） 非公開の情報は特段、我々から直接何かしているわけではないです。

外観そのものは見られる状況にはなっているのですが、内部には入れない状況になっているところでございます。

○谷本会長 松岡委員いかがですか。

これは札幌市の所有というか、管理している建物ではないのですね。例えば、市内にある文化財ということで周知するかどうか、リストか何か出すときにそういった情報があると分かりやすいという、松岡委員そういうことですね。もし可能であれば、御対応いただければいいかなと思います。

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

内山先生いかがでしょうか。

○内山委員　ございません。

○谷本会長　では、この議事の一つ目につきましては、このような形で、今幾つか御指摘がありましたけれども、お進めいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事の二つ目に進んでまいります。

続いては、Ⅱですね。経常事業（埋蔵文化財係関係）について、御説明をお願いいたします。

○事務局（石井）　埋蔵文化財係長の石井から、埋蔵文化財保護事業について、説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。令和6年度事業報告でございます。

埋蔵文化財係では、埋蔵文化財の保護と各種開発事業との調整を図るために、周知の埋蔵文化財包蔵地に係る照会に対して、必要に応じて事前協議を行い、協議に基づいて所在・試掘調査等を実施して、開発事業者に対して、埋蔵文化財の保護措置を通知しているところでございます。

令和6年度の照会、事前協議、所在・試掘調査等の件数について、表の1にまとめてございます。表の各項目の下段に示した括弧内の数字は、令和6年度の件数から前年度の件数を引いた数字であり、件数の増減を示してございます。

前年度と比べますと、照会件数は微増しておりますが、実際の協議、届出の件数は、ほぼ横ばいの状況となっております。所在・試掘調査件数については、やや増加ということになります。

なお、埋蔵文化財保護のための協議に係る手続については、ホームページ上で取扱いの流れを説明するフローチャートを示してございます。また、埋蔵文化財包蔵地分布図を公開し、最新の情報を提供しているところでございます。

次に、令和6年度に本市が実施した発掘調査事業について、3 ページの中段、表2にお示ししてございます。

令和6年度は、北区西茨戸にあるK557遺跡で、道路新設工事に伴い、縄文文化の遺跡の発掘調査を実施いたしました。

また、令和4・5年度、2か年にわたり、道路新設工事に伴い発掘調査を実施した北区屯田町にあるK498遺跡の整理作業を実施しています。

埋蔵文化財保護事業につきましては、以上でございます。

○事務局（藤井）　続きまして、令和6年度の普及啓発事業について、普及啓発担当係長の藤井から説明いたします。

埋蔵文化財展示室の入場者数等の実績につきまして、4 ページの上段、表の3にまとめ

てございます。表の括弧内の数字は、前年度の実績となります。

展示室の入場者数は、前年度から約5%減となりまして、4万人を割り込んでいる状況でございます。団体見学についても、件数、人数ともに減じております。

出前講座につきましては、従前から年度ごとに依頼数の増減がありまして、令和6年度につきましては、前年度から増加しています。

展示室での企画展につきましては、令和5年度からの年間の開催回数を増やして開催してございます。内容につきましては、3ページ目の下段にお示しした①から④のとおりでございます。年度またぎでの開催サイクルにしたために、見た目上は4回の開催となっておりますが、①が11月から4月の企画展、②が5月から8月の速報展、③が9月から11月の北海道指定文化財の特別展、それから、④が11月から4月までの植物採集をテーマとした企画展を実施しています。

また、昨年度に御指摘いただきました資料貸出し及び資料調査の件数につきましても表示をさせていただいております。

続きまして、資料4ページの令和6年度の丘珠縄文遺跡運営管理事業について説明いたします。

令和6年度の丘珠縄文遺跡の来場者数等の実績を4ページの中段、表の4にまとめています。表の各項目に示した括弧内の数字は、前年度の実績となります。

昨年御指摘のございました分につきましては、遺跡公開デー及び公開講座の実績状況を表に加えています。

来場者数は、前年度から約2%減で5万人を割り込んでいる状況です。内訳を見ますと、団体利用、遺跡公開デーが前年を下回りまして、縄文土器づくり、それから縄文玉づくり等の参加者数が前年度を上回っているところです。

なお、これまで開催を控えておりました丘珠縄文公開講座を6年度より再開しています。

丘珠縄文遺跡の発掘調査につきましては、8月21日から9月24日まで、ボランティアの参加の下で実施しています。

発掘調査の期間、後半の9月14、15日には、調査中の遺跡を広く市民の皆様に公開するイベントを開催しております。

なお、丘珠縄文遺跡の活動をサポートしていただくボランティアの登録人数につきましては、コロナ禍が明けた令和5年度当初の時点で13名まで減じておりましたことから、6月に新規募集を行いまして、新たに10名の方の登録がございました。

以上が、令和6年度の埋蔵文化財系の事業報告となります。

○事務局（石井） 続きまして、令和7年度の埋蔵文化財保護事業の計画について、御説明をさせていただきます。資料4ページの中段から以降を御覧ください。

令和7年度の発掘調査事業については、表の5にお示ししたとおりでございます。

発掘調査の現地作業が2件、表の上の2件ということになります。整理・報告書作成の

屋内作業が2件、表の下の2件ということになります。

発掘調査の現地作業の1件につきましては、中央区北6条西15丁目における、民間の建物建設に伴うC449遺跡の調査となります。調査の対象面積が240㎡と非常に狭小なため、調査は5月の一月弱で完了しております。調査の結果、縄文文化後半の土坑、炉跡等が見つっています。

発掘調査の現地作業のもう1件は、西区八軒9条東5丁目における公共の建物解体に伴うN434遺跡の調査となります。こちらは6月から調査に着手しておりまして、擦文文化の竪穴住居跡や縄文文化晩期の遺物包含層が見つっています。こちらの調査は、今現在も継続しておりまして、8月末で完了する予定でございます。

整理・報告書作成の屋内作業につきましては、昨年度に北区西茨戸で発掘調査を実施したK557遺跡について、出土品等の整理作業を進めるとともに、令和4～5年に北区屯田で発掘調査を実施したK498遺跡の報告書を年度末までにまとめ、刊行する予定でございます。

埋蔵文化財保護事業については、以上でございます。

○事務局（藤井） 次に、今年度の普及啓発事業ですが、埋蔵文化財展示室では、企画展として、昨年度に実施した発掘調査の成果を紹介する速報展を4月中旬から8月下旬まで開催しています。

今後、9月から11月下旬まで北海道指定有形文化財を展示する特別展、それから、12月以降には、先史時代の暮らしや食をテーマとする企画展を開催する計画となっています。

このほか、団体見学、校外学習の対応、出前講座なども実施しています。

なお、昨年度から実施しております小学生向けのアウトリーチ活動「学校DEカルチャー」につきましては、「縄文時代にタイムトラベル 掘り出された札幌の縄文遺跡」と題しまして、既に三つの小学校で出前教室を行ったところです。

発掘調査報告書のウェブ公開につきましては、過年度分を完了いたしましたので、今後は毎年新刊分を公開していく予定です。

続きまして、丘珠縄文遺跡運営管理事業ですが、丘珠縄文遺跡では、4月末から今年度の夏期営業をスタートしておりまして、体験学習館において火おこし体験、土器パズル等の体験を行っています。

有料事前申込制の体験学習につきましては、縄文土器づくりを先週の7月26・27日に開催しておりまして、2日間で合計130名を超える方に体験いただいております。

また、縄文玉づくりにつきましては、今週末の8月2・3日の土日の開催で、こちらは2日間で合計240の方に体験していただく予定です。

また、ボランティア活動につきましては、今年度は7名の新規のボランティアが加入しておりまして、登録人数としては30名体制となっています。

最後に、丘珠縄文遺跡の発掘調査ですが、今年度も8月下旬から9月中旬にかけて、ボ

ランティアの協力を得ながら進めていくこととなっています。

発掘調査につきましては、昨年度から北海道大学の考古学研究室と連携させていただき、考古学実習として、北海道大学の学生さんにも調査に参加していただいております。

発掘調査の後半に当たる9月13・14日の土日には、恒例の遺跡公開イベントを開催する予定ですが、このイベントにも北海道大学の学生に参加していただくこととなっています。

なお、今年度は、定例の事業に加えまして、「ひがしく魅力発信プロジェクト」との連携、それから、さとらんど30周年での連携事業を進めているところでございます。

埋蔵文化財係の今年度の事業計画は、以上となります。

○谷本会長 ありがとうございます。

経常事業（埋蔵文化財係関係）につきまして、令和6年度の事業報告、それから、令和7年度の実施予定事業について、埋蔵文化財保護事業、普及啓発事業、そして丘珠縄文遺跡運営管理事業、それぞれに分けて御報告をいただいたところでございます。それぞれにつきまして、委員の先生方から御質問、御意見等ございますでしょうか。

高瀬委員お願いします。

○高瀬委員 二つ教えていただきたいのですが、一つは、昨年度の埋蔵文化財の協議関係で、原因として多いのがどういった領域なのかということです。札幌以外の市町村のお話を聞くと、8割、9割が再生エネルギー関係に関わるものと聞いているのですけれども、そういう傾向があるのかどうか。

もう一つは、昨年度の利用者数で、埋蔵文化財センターの展示室も丘珠縄文遺跡も、団体利用がかなり減っています。何か原因があるのかどうか、分かりましたら教えていただければと思います。

○事務局（石井） 埋蔵文化財の協議につきまして、石井から御説明いたします。

埋蔵文化財の協議について、本市の場合は、民間事業に関しては圧倒的に個人の住宅、今ちょうど更新の時期を迎えている住宅が多く、個人の方が住宅を新しくするという個人住宅に係る事業が非常に多いということになっています。公共事業については、道路の新設や、建物の更新などはございますが、再生エネルギー関係が特段多いということはありません。

○事務局（藤井） 埋蔵文化財センター展示室の入場者数の件ですけれども、なかなか原因というところは難しいのですけれども、コロナ禍で下がって、明けて一度戻ったのですが、それからまた少し下がっているような状況です。どこが原因なのかというのは分からないのですけれども、展示室でイベントとか企画展などの更新をしますと、その月は伸びるのであるけれども、なかなかそれが続いていかないような状況になっています。

丘珠縄文遺跡は、さとらんどセンターハウスに展示室がございまして、体験学習館がちょっと離れているのですが、以前はその間に大型の遊具があって、体験学習館のほうにも人が流れてきていたのですが、一昨年から交流館のほうに木製アスレチック遊具ができ

て、人の流れが変わったこともあり、その影響が結構大きいかなと考えています。

○高瀬委員 利用団体の性格自体が変わって1件当たりの人数が少なくなったとか、そういうこともあるのでしょうか。

○事務局（藤井） 年ごとに大分偏りというか変化がありますので、それはあまり関係ないかなと思いますけれども。

○事務局（石井） 学校関係など大きい規模の利用が1件入ると、それだけで何百人という数になるので、それがあがるかいないかによって、すごく見え方としては差が出てしまうところがあります。

○谷本会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

照井先生お願いします。

○照井委員 令和7年度の実施予定事業の中の普及啓発事業に関してなのですが、今は子どもたち向けの普及啓発と、それから企画されている内容としては、そもそも興味がある人たちへの普及啓発という内容になっているのかなと思います。それ以外の人、要は興味ある人たちだけではなくて、知ってもらって興味を持ってもらおうというような啓発方法というのも、今後、具体的な方法を検討されるといいのかなというふうに思いました。

それから、その次の報告書のデータのウェブサイトでの公開。これはとてもいいことだなと思うのですけれども、これが公開されているということのアナウンスを効果的に行うと。せっかくなので、そのアナウンスを上手にされるといいのかなと思います。意見でした。

○事務局（藤井） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。では、そういった御意見がありましたので、御対応、可能なところはお願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。

往田先生お願いします。

○往田委員 過去に、歴文フェスで縄文をテーマにしたワークショップがあったときに、そのときはオンラインでやっていた時代だったのですけれども、コロナの影響で。非常にそれまでの歴文フェスとは違った感じの参加者が多かったなというふうな、私、チームリーダーというのを務めさせていただいて感じたのですけれども。歴文フェスを開催いたしますと、こちらにも関係された方がいらっしゃいますが、広く札幌の歴史ということに興味をお持ちの方がお集まりなのですが、そのときの縄文をテーマにしたときには、本当に縄文ファンというか、純粋に縄文文化がかわいいとか好きとかそういう人が集まってきたなという印象がありまして、そういう方たちを巻き込んで、こういったところでイベント的なものができたら、集客につながるのではないかなというふうに思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。歴文フェスとの連携ということですね。

○往田委員 歴文フェスで感じたことで、歴文フェスで通常だと大体札幌の歴史文化に興

味のある方がお集まりになるのに、そのときのワークショップに限っては、プラス縄文文化が純粋に好きとか、そういうような方たちが集まってきたのです。なので、オンラインでやったワークショップの中で、札幌の縄文というふうに限定しているのにもかかわらず、東北・北海道全域の縄文情報が集められて、札幌の縄文文化ということを集約することが非常に難しかったのです。果ては本当に本州のほうまでいろいろ話が飛んでしまつて。縄文に関しては、民間で結構お好きな団体があるのですね。ちょっと名前は忘れましたけれども。そういった団体の方を巻き込んで一緒にイベントを企画すると、その方たちは縄文文化のイベントを企画するノウハウを結構お持ちなので、もっと集客が見込めるようなことがあるのではないかなというふうに思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。

今の件に関してはいかがでしょうか。今すぐ答えられることはございますか。

○事務局（藤井） 歴文フェスは歴文フェスでいろいろ計画的に進めてはいくと思いますが、札幌市以外でも、北海道ですとか民間さんの団体で縄文を題材にしたお祭りなんかを地下歩行空間でよくやっていますので、それに関しては、私どもも協力して、資料貸出なども含めて一緒にやっているところでございます。

○谷本会長 可能な連携は果たされているということですね。ということで、そういったことがあれば、ぜひ前向きにということですのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

内山先生、何かございますか。よろしゅうございますか。

では、埋蔵文化財係関係に関する事業報告を承りまして、実施予定事業に関しましては幾つか御意見がありましたので、それを踏まえてお進めいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

では、続きまして、議事の三つ目、Ⅲ、政策事業のうち、歴史文化のまちづくり推進事業について、説明をお願いいたします。

○事務局（永田） 永田が説明させていただきます。

1、歴史文化のまちづくり推進事業でございます。資料の5ページを御覧ください。

本事業は、札幌市と市民・有識者等が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査や活用等の取組を推進するものでございます。

令和2年3月に設立した、札幌市、札幌観光協会、札幌商工会議所の3者からなる札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による各種事業の推進のほか、市内文化財のデータベース化、郷土資料館の支援手法検討を行うこととしております。

また、文化財保存活用地域計画の計画期間が令和6年度までのため、次期計画案を作成しているところでございます。

まず、（1）協議会による事業でございます。

令和2年度以降、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツであ

る関連文化財群及びストーリーの設定に向けた市民ワークショップを開催し、八つのテーマの関連文化財群等を設定しております。また、文化財や歴史文化を観光資源等として活用する取組を促すため、ボランティア講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを作成しております。

19ページ以降の別添資料2に各事業の詳細を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

これらの事業につきましては、主に文化庁からの補助金を財源として実施しております。令和6年度は、ワークショップ、ボランティアガイド講習会、シンポジウム、周遊促進パンフレットを作成したところでございます。

また、札幌市が建物または土地を所有している郷土資料館におきまして、入館者数の低迷や管理運営における保存団体等の高齢化による担い手不足等、様々な課題を抱えており、その支援策の一つとして、令和6年度は、小学校高学年を対象に、郷土資料館の普及啓発を目的としたパンフレットを作成しております。

資料は25～27ページの別添資料3になりますが、令和7年度は、文化庁の補助金を財源として、同じくワークショップ、ボランティアガイド講習会、シンポジウム、新たに設定する関連文化財群を題材としたパンフレットを作成するほか、裏面になりますけれども、ふるさと納税の寄附金を活用した事業の実施も予定しております。

資料の5ページの下にお戻りください。

次に、(2)文化財データベースの構築でございます。

令和2年度から行っている事業でございまして、市内の指定・登録文化財、さっぽろ・ふるさと文化百選選定物件、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物、あと札幌市地域文化財、一部を除く郷土資料館収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築し、令和3年3月よりインターネットで公開しております。あわせて、データベースに登録された情報をスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」への掲載を令和3年6月から開始しておりまして、データベースの情報は随時追加等、掲載内容の更新を行っているところでございます。

続きまして、6ページ上段の(3)第2期札幌市文化財保存活用地域計画作成でございます。

令和2年から令和6年度までを計画期間とした第1期札幌市文化財保存活用地域計画におきまして実施された各事業の取組状況について、別添資料4にまとめております。後ほど御覧ください。

また、令和7年度からの第2期札幌市文化財保存活用地域計画の計画案を令和6年度に作成し、令和7年7月18日に文化庁から認定を受けたところでございます。

今後、第2期計画を印刷し、関係各所へ配架予定でございしますが、現在、認定を受けた第2期地域計画を市ホームページの第2期札幌市文化財保存活用地域計画のページに掲載

しており、市民等がいつでも閲覧することができる状態となっております。

以上で、歴史文化のまちづくり推進事業について説明を終わります。

○谷本会長 ありがとうございました。

政策事業のうち、歴史文化のまちづくり推進事業について、御報告をいただきました。札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による事業の令和6年度の実施、それから令和7年度の予定、文化財データベースの構築、それから、つい最近文化庁から認定を受けた札幌市文化財保存活用地域計画に関する御報告でございましたが、それぞれにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

池ノ上先生お願いします。

○池ノ上委員 一つは質問です。一つはコメントなのですが、一つ目の質問としては、このタイトルにあるように、歴史文化のまちづくりの推進事業だと思うのですね。まちづくりのどの部分に刺さっていくのかというところが重要なかと思っていまして、そういう意味で、まちづくりってハードからソフトまでいろいろなものがあると思うのですが、どの部分に刺していこうとしているのかというところを少し教えていただけたらありがたいなと思っています。

コメントのほうは、郷土資料館の件ですが、札幌もそうですが、全道的に郷土資料館とかこういう地域の歴史文化を、体系的かどうか分からないですが、何とか残しているところが結構危機的な状況になっているのかなと思っています。コメントというか質問になってしまうのですが、今後、現状把握をしましたということだと思うのですが、どうしていこうとされているのかというところを教えていただけたらありがたいなと思います。

以上二つになります。

○谷本会長 ありがとうございました。今、二つ御質問、御指摘ございましたけれども、お返事できますでしょうか。

○事務局（永田） まず、推進事業のまちづくりのハードかソフト面かという話でございます。当然、ハードは保存等を行っていかなければならないというふうに考えておりますが、ソフト面でいうと、それをどうやってみんなに伝えていくかというのが一番大事なかと思っておりまして、そこでいろいろな課題等、第1期では、そのソフト面で、お伝えするということで周知、広報ができなかったと。第2期につきましては、その周知、広報等を積極的に行って、皆さんに文化財についてよく知っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○池ノ上委員 地域計画って、そもそも、地域社会に文化財の大切さを改めて理解していただいて、地域包括でというか、皆さんで継承していく体制をつくっていこうというのが本来の趣旨だと思うのですね。なので、今のどちらかというと文化財行政の中でやることかなと思うのですが、まちづくり、だから具体的に言うと、市役所のほかの施策とどうつなげていくかというところが重要なかなと思うのですが、その辺りのお考えがあれば教

えていただけたらという質問でした。

○事務局（宮村） 補足的な回答になるかもしれませんが、計画の中では、いわゆるマスタープラン的なものとアクションプラン的なものが合わさったものがこの計画になっていまして、その中で、市役所のほかのセクションですとか、区役所が行っている取組ですとか、そういったものも計画には掲載しておりまして、進捗状況を含め、評価という部分も含めて、第1期計画の中では評価・検証を行ったところでございました。そういった意味では、市の中での連携を取りながらこの計画を進めてきた、また、これから進めていく必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○谷本会長 よろしいですね。

郷土資料館の維持管理、支援、活用についてはいかがでしょうか。

○事務局（永田） 当然いろいろな郷土資料館の課題といたしますか、人手不足やら、そもそも郷土資料館にある資料についてどのように扱っていくかとか、どういうふうに展示したらいいかといろいろな課題等、あとは運営側の高齢者問題などがございます。現状は、郷土資料館自体は、地域の方々が運営していますので、その地域の方々にとって管理運営が継続していけるよう支援策等を引き続き行っていきたいというふうには考えているところでございます。

また、郷土資料館の各館にはいろいろな資料がございましたけれども、皆さん、資料のこれはどういったものだとか、どういったふうに説明したらいいのか等々、その辺についても専門家の意見を聞きながら、支援等を行っていければと考えているところでございます。

○谷本会長 いかがでしょうか。

○池ノ上委員 ぜひ支援策、具体的にまた検討していただければありがたいなと思っています。これは民間ですけれども、北海道遺産協議会のほうでも、道内の郷土資料館とか民間の資料館なんかを何らかの形で支援というのか、盛り上げていくような取組ができないかということを検討していますので、そういう意味でいろいろと、連携なのかどうか分からないですが、一緒にやらせていただければありがたいなと思っております。

○事務局（米森） 郷土資料館につきましては、現在、それぞれの地域の方々が運営を担っているというところが大きいところでございます。それぞれ担い手の問題ですとか、どうやって展示をしていけばいいのだろうか、その展示の更新とか、それぞれ持っている課題は様々なのではないかなというふうに思っているところです。

昨年度、アンケート調査はしてはいるのですが、それぞれの課題については、さらに引き続きヒアリング等を実施しながら、課題をまず我々のほうでも把握させていただいて、それに対して、我々として何が支援できるのかということを今年度は積極的に考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、歴史文化のまちづくり推進事業ということで、何をまちづくりかという話

で、先ほど担当のほうからもお話しさせていただきましたが、歴史文化を札幌市民の方々が大事に将来に継承していきたいというふうに思っていたきたいと。そういったのを多くの市民が思っていくという。住んでいる人々が、札幌市に住んでいることについて誇りに思っていたきたいというようなことを進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

その中で、当然、観光とのつながりとかもありますので、観光客が増えていくことによって、住んでいる市民も、これだけ世界に誇れるものがあるのだといったような、誇りに思っていくことにつながっていくのかなというふうにも考えているところでございます。

そういったのを含めまして、様々な部局とか、市役所以外の方とも連携しながら、そういった皆さんの意識の醸成とかに努めていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

では、そのような形で進めていただければと思います。

ほかにはいかがですか。

荏原先生お願いいたします。

○荏原委員 19ページの、札幌市歴史文化のまちづくり推進事業の令和6年度のテーマとして路面電車というのが取り上げられたということなのですが、質問したいのですが、こういうテーマというのはどういうふうを選んでいるのでしょうか。今期から入ったので少し教えていただければと思います。

○事務局（永田） 地域計画の中に札幌市の歴史文化の特性を記載しており、その中からテーマをチョイスしているというような形になっていて、前回は路面電車というのが形になったところ。

○荏原委員 ここからは意見なのですが、そういう形でテーマを1個選んで進んでいくのもあると思うのですが、子どもから大人まで、何がまちづくりなのかとか、何が文化財と考えるのかとか、そういうことを考えるきっかけになるものとしては、先にテーマがあって学ぶのもいいのですが、そもそも何について検討したり、何について考えるかというところから入っていくことで、深い学びが得られたり考えるきっかけになったりする場合もあるので、そちらは倍ぐらい時間がかかってしまうかもしれないので、なかなか実際に取り上げるのは難しいかもしれないのですが、そういう方向性で取り組むという年度とか今後もあってもいいのかなと思って、少しコメントさせていただきました。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

今の御意見がございましたので、テーマの選定についての御参考としていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか

どうぞ、泉先生。

○泉委員 今のお二方のお話に関連して、これは質問というよりも意見ですけれども、歴史文化のまちづくり推進事業は、文化財を中心としたまちづくりプラスアルファ、観光の資源としてもその活用に努めていくという要素が盛り込まれている事業だと理解しておりまして、昨年は路面電車をテーマにした関連文化財群、そして、そこにストーリーまで持たせて、これまで八つのストーリーを設定してきたというのは、ある意味画期的な取組、文化財を文化財だけではなくて、そこにストーリー性を持たせて、市民により理解をしてもらって、まちづくりにも、他部局にも使ってもらって、そこからもう一つ先に、観光の資源としても使えないかというのがこの事業なのかなと思うのです。

この八つのストーリーを市役所のホームページに加えて、札幌市の公式観光サイト「ようこそさっぽろ」にもアップをして、英語展開もして、外国人のお客さんにも文化財に触れてほしいということなのだとすれば、「ようこそさっぽろ」とホームページにアップするだけでは、観光というか、旅行商材にはならない。興味を持って見てくれる人はいるかもしれないですけれども、その先どうしていくのか。そこは観光協会も旅行業界との間に立たせていただきたいと思っております。例えば、観光協会のセミナーにこういう題材を使って、観光業界に興味関心を持ってもらうという、そういう展開にそろそろ踏み込んでいってほしいなと、そんな思いでおります。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。先ほど照井委員もおっしゃっていた。つまり、興味関心を持たない人への発信ということでしょうか。一般的な層に向けての文化財資源の発信ということになるかと思うのですけれども、何か今のところでお返事できるようなところはございますか。

○事務局（永田） 関連文化財群を八つ作成しておりますけれども、内容的にいうと、結構コア層向けといいますか、興味のある人向けにかなり寄っているかなというのはありまして、そこに誘導するためにもう一個上に、少しライト層向けといいますか、みんなが誰でも分かるような形で少し簡略化したものを作成して、そこから本当に興味のある人をどんどん関連文化財群のほうにつなげていくといいますか、パンフレットにつなげていくという、いわゆるコア向けとライト向けという形にして、そのライト層向けの方で観光向けにホテルに配架するとか、観光集客を目的に一旦はみんなに見せることができれば、さらに利用はどんどん増えていくのかなとか、そこから今回つくっているコア層向けの関連文化財群のほうにも、みんな興味を持って見てくれる人がだんだん増えていくのではないかなというところで、その仕組みといいますか、もうワンクッション何かできればなというところで、いろいろと検討しているところでございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

往田委員お願いします。

○往田委員 私、札幌市の歴文構想の委員を務めさせていただいた経緯がございまして、そのときに、歴文構想のテーマということを選出していたという記憶があるのですが、そのときには広く札幌市民から身近なお宝を教えてくださいというような投げかけを札幌市のほうからされていたと思うのです。いろいろな方に、本当に普通の札幌の市民の方から行政から専門の方から、パブリックコメントを含めて、広く周知をして時間をかけて、自分の身近なところから札幌の魅力は何ですか、伝えたいものは何ですか、後世に伝えたいもの、観光として広く国際的に伝えたいものは何ですかというようなことをした結果、そのストーリーというのが生まれてきているのですが、自分がその中で、自分の周囲にいる人にも結構札幌のお宝ということで発信をしたのです、いろいろな方法で。発信をした結果、結構私の周囲には関心を持っている人が多そうなのに、アンケートに答えてくれる人ってそれほどいなかったなという実感がありまして、そこからの推察するに、やっぱり興味、関心の強い人ではないと札幌のお宝アンケートに参加してもらえなかったのではないかなというふうに思うのです。またここから、札幌のすごくライトなところから、お宝ということをアンケートなり何なりの方法をやったとしても、同じ結果が出てくる可能性が高いので、もうちょっと何か、あのときもかなり文化庁の補助も使って立派な報告書まで作っているのですが、それを何とかうまく具合に生かせないかなというふうに思います。知りたい人に届いていないという可能性はあると思うのです。先ほどお聞きしたところでは、多分御存じなかったですね。

○荏原委員 そうですね。

○往田委員 だから、本当に興味のある人にさえも、札幌の身近なお宝は何ですかというアンケートが届いていないのです。そこを拾ってくると違ってくるのかなというふうに思いました。

○谷本会長 御意見ありがとうございます。

いずれにしても、発信の仕方ですね。これについてはいろいろな工夫を凝らすことができるのではないかと思いますので、今日の御意見などを踏まえながら、ぜひ適切な発信の方法を御検討いただければと思います。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

○松岡委員 簡単に。今のお話と関連していて、私も歴文で冬に街歩きをしたのですね。この資料でいうと23ページにあるのですが、冬に街歩きして人は集まるのかなと思っていたのですが、予想以上にすぐ、できるだけ定員を少なくして実施したのですが、冬でも街歩きにみんな参加したいんだなというのは一つ分かりました。

それで、関心の薄い人、あるいは関心のない人には、多分永久に届かないと思うのですね。うっすら関心のある人というのは、やっぱりどこかアンテナが立っているのです、こういうホームページにちょっと載った、ポスターをちらっと見たというぐらいでもすぐ参加してくるので、発信の仕方というものもあると思うのですが、薄く広くというのが

やっぱり大事なのかなと思いました。

それで、こういう歴文もそうなのですが、実施し続けていくことが大事なのかな。そうしている間に口コミで広がることもあるだろうし、冬の街歩きというのも成立するぐらい、例えばそれは冬の観光ということにもこれから結びついていくだろうなという気もするし。それから、条例で指定されているから大事なんだじゃなくて、地域にも自分たちの身近なところにいろいろな、いわゆる文化財の資源が転がっているのにもかかわらず、気づいていないんだ、特にそれも冬でも見つけることができるんだというのが今回この冬の街歩きをしてみて考えたことなので、ぜひこれからも、こういった催しとか試みを続けていってほしいなというふうに思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

○照井委員 同じことになってしまうかもしれないのですが、泉委員がおっしゃっていた、今はホームページに載せるということがアナウンスのゴールになっているように思うのです。そこから先をどう考えるかということがこれからの大事なところで、ホームページに載せることをメインにするのだったら、そのホームページをどうやって見てもらうのか。それから、先ほど泉委員がおっしゃっていた、観光協会の中で、今の企画をそこで講師として話をしてもらい、そこから観光のアイテムにするのは観光業のほうにやってもらえばいいのですね。そっちのほうで、民間だから、そこでのアイデアの中に取り込んでいってもらい。そういう機会というのを多分野でどういうふうにつくっていけるのかというのが、これからのアナウンスの仕方、協働の仕方、大分アイテムがそろってきていると思うのです。そのところがこれからの大きなテーマなのかなというふうに思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。

では、そういった御意見を踏まえながら、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

すみません。私の司会の不手際でかなり時間が押してしまっておりますので、議事のほうを進めさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

では続いて、政策事業の二つ目、2、文化財施設等の保全事業ですね。建造物等について御説明をいただきたく思います。御説明よろしく願いいたします。

○事務局（小島） 文化財施設等保全事業につきましては、私、小島から説明させていただきます。資料の6ページ中段辺りを御覧ください。

当該事業は、文化財施設の適切な保存のため、事後修繕に頼るのではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的として、平成29年度に事業化しまして、現在も継続しております。令和2年度からは施設の耐震化も事業として位置づけたほか、令和3年度からは対象を文化財課所管の郷土資料館まで広げております。

詳細を別添資料で御説明いたします。43ページを御覧ください。

1の概要から説明させていただきます。

当該事業は、文化財課所管の文化財施設及び郷土資料館につきまして、保全計画に基づいた計画的な保全改修を行う事業として位置づけております。耐震化未実施の施設については、耐震診断を実施し、保全改修に合わせて耐震改修を行うほか、防災施設の整備というのも実施しております。これら、おおむね5～10年先までを想定したスケジュールを描いて実施しているものです。

次に2の経緯です。豊平館ですとか旧永山武四郎邸のように個別に事業化したものを除きまして、予算の範囲内で事後修繕を基本としておりましたが、文化財施設の適切な保存のためには予防的修繕が重要であるという認識の下、平成29年度に本市の中期実施計画の政策事業として位置づけることとしました。

別添資料5に本事業の対象施設を表にして記載しております。

ここで補足したいところが、この表の中には時計台と旧札幌控訴院庁舎は入っておりません。この二つに関しては、別事業で立てておりますので、文化財施設等保全事業の中では、こちらの表に書いてある国指定、道指定、市指定、郷土資料館、これらを対象にしております。

これらの施設について保全計画をつくり、保全工事や地震対策を行っておりますが、国内外の文化財における大規模火災を契機に、文化庁がガイドラインや指針を策定したことを受けまして、国指定重要文化財から優先して防災施設整備についても進めているところです。

次に3、これまでの実績です。平成30年度と令和元年度は、各施設の保全計画の策定を行っております。計画に基づく修繕及び改修工事は令和2年度から実施しております。

令和3年度以降も地震対策や修繕を実施し、令和6年度には防災施設整備の事業として、豊平館の防火対策概略検討を実施しております。

次に4の令和7年度の計画です。大きく修繕と耐震と防火の三つの項目の事業を予定しております。

修繕の欄のところに四つの施設について記載しておりますが、これらの内容はおおむね契約済みまたは発注手続に入っているという状況になっております。

耐震の欄にございます旧黒岩家住宅の耐震改修工事については、昨年度の実施設設計の最中に新たな雨漏りが見つかり、工事の内容が増えたことを受けまして、本来であれば今年の春から着工予定だったところ、現在、着工時期の調整中という状況になっております。

なお、本日、クリップで留められていた資料とは別に、個別に1枚ペラのカラー裏表、黒岩家住宅の「見どころガイド」と書いたA4横の資料をお配りしておりますが、こちらのリーフレットは、昨年度の旧黒岩家の工事の実施設設計と並行して、展示ですとかパンフレットを見直す業務を発注した中で新規に作成したものです。株式会社ノーザンクロス様に受注いただいたものになっております。

もともとの予定では、今年度、工事が全て終わった後のリニューアルオープンに合わせ

て配布を開始しようと考えていたのですけれども、せっかくですので、先週から現地では配布を始めているという状況ですので、皆様には最新の情報としてお持ち帰りいただければと思います。

一旦資料の44ページのほうに戻っていただけますでしょうか。真ん中の令和7年度の計画、修繕と耐震まで今お話いたしました。その後ろの防火の部分ですけれども、豊平館、こちらが今年度、防災設備改修工事実施設計を予定していたのですけれども、6月と7月に一般競争入札を行いました、2回とも応札者なしの不調となっております、これに関しては、次年度に見送る見込みとなっております。

最後に5、今後の課題です。(1)計画的予防修繕の項目の部分で記載しておりますが、こちらに関しては、外壁や内装等の建築に係る修繕のほか、電気設備・機械設備の更新について順次行っていく計画なのですけれども、やはり資材の高騰ですとか、木工事・左官工事等の職人不足に伴う修繕費用の増加ですとか、また、設計業者や施工業者の人手不足に伴う入札不調等により、予定年度に実施できないケースが発生しております。

また、設備等の故障や虫害により、突発的な修繕が必要となる事案も発生しているところなのですが、この場合に必要となる予算はあらかじめ措置はされておきませんので、予定していた計画修繕の規模を縮小するなど、既往予算の執行の工夫で対応している状況です。

今後の課題の(2)耐震改修ですが、こちらは、耐震化の事業というのは、来館者数の多い施設から順次、優先度をつけて実施しているところなのですけれども、上表にある旧黒岩家住宅の後は、琴似屯田兵村兵屋跡、その後は新琴似屯田兵中隊本部を予定しているところでございます。

耐震改修工事は、数か月から1年程度休館を伴いますので、事前調整ですとか周知、休館中の対応(代替展示等)のほか、工事中の防火対策を検討する必要があります。

工事では、壁を解体して補強するなど、大がかりな改修になることが見込まれるため、文化財的価値を損ねることなく、可能な限り既存の材料を使用するなどの対応が求められている状況です。

文化財施設等保全事業については、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

時計台と旧札幌控訴院庁舎についてはこれからということですね。それ以外の文化財施設の保全事業について御報告いただきました。これについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

○照井委員 こちらのリーフレットの多言語版というのはあるのでしょうか。

○事務局(小島) こちらはまだ、多言語化は実施していない状況です。

○照井委員 ぜひお願いします。

○谷本会長 ほかにはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

では、今、多言語化についての御指摘がございましたけれども、お進めいただければと

思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、政策事業のうち、三つ目になりますが、時計台の保存修理事業について、御説明をお願いいたします。

○事務局（小島） メインの資料の6ページに戻っていただけますでしょうか。一番下の段に大きい項目で3、時計台保存修理事業と記載しております。

こちら、時計台保存修理事業ですが、当該事業は、札幌のシンボルである時計台について、将来に継承していくための保存修理工事を計画するとともに、防火対策の強化や魅力アップ、それとさらなる集客を図るための整備を検討することを目的としておりまして、令和5年度から事業化しております。

これについても、詳細は別添資料の6のほうで説明させていただきたいと思います。45ページ、別添資料6を御覧ください。

こちら、1の概要につきましては、先ほどの説明のとおりでございますが、2、経緯の部分。こちらは、平成7年1月から平成10年9月にかけて実施した耐震補強を含む保全修理工事以降、休館を伴う大規模な修繕は実施しておりませんでした。

アクションプラン2015に「時計台魅力アップ推進事業」というものを位置づけまして、想定としては令和2年度に休館を伴う大規模改修工事を外部も内部もひっくるめて計画していたのですが、外壁の経年劣化の進行が著しかったために、平成30年度に前倒しをして、5か月だけ休館をして、外部改修のみ先行して実施いたしました。残りの内部改修については、短期間に二度の休館を避けるために後年度に実施することとしておりまして、現時点では令和10年度以降での保存修理工事の実施を計画しております。

今回の保存修理工事までの対応としては、開館しながら改修できる範囲のみ、文化財施設等保全事業の中で実施していた時期もございまして、令和元年から4年度の間に、消防設備の更新ですとか照明のLED化工事を休館せずに実施したということがございました。

3番のこれまでの実績のところ、その辺りの内容を記載しておりますが、平成30年の外部改修工事、それ以降、令和元年から4年までは時計台単独での事業化が認められなかったもので、文化財施設等保全事業の中で必要な修繕をしておりました。令和5年度には、こちらの政策事業が事業化することができましたので、防火対策概略検討業務ですとか外壁劣化目視調査を行っており、令和6年度には保存活用計画策定業務の1年目に取り組んでおります。それ以外にも、暑さ対策の検討業務を発注したほか、別棟となっております公衆トイレの棟の屋上防水の修繕を行いました。

4の令和7年度の計画でございますが、保存活用計画策定、これは2か年で取り組んでおりますので、その2年目を今年度実施しているところです。予定としては、今年度末に保存活用計画を文化庁に提出する予定となっております。

最後の5番、今後の課題のところですが、保存修理工事に関する課題です。

保存活用計画が文化庁で受理された後に、基本設計・実施設計を経て工事の詳細を決定

していくことになりますが、これらの設計業務に万が一入札不調等が起こってしまっ
て遅れが発生した場合には、設計の進捗に伴って具体化することができる休館時期です
とか休館中の対応等についても決定が遅れてしまいますので、関係各所に広く影響を
与えると考えており、確実な事業の遂行が求められると課題感としては認識して
おります。

時計台保存修理事業については、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

時計台について、これまでの経緯、今年度の計画、今後の課題ということで御報告
いただきましたが、いかがでございましょうか。何か御質問、御指摘などあれば
いただきたいと思います。

○照井委員 以前にもお話ししましたが、今後の保存修理事業に関して、近年の夏
場気温上昇に対するための暑さ対策に関しては、今後、控訴院も同じになると思
うのですが、放射の検討もぜひ進めていただければというふうに思います。多分、
文化財にはマッチングがいいのかなというふうに思いますので、検討はしていただ
けるといいかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

技術的な問題ということですね。

○照井委員 技術的なものですから。

○谷本会長 そういう御指摘がありましたので、ぜひ含めて検討いただければと思
います。何かありますか、今のところで。

○事務局（小島） 過去の審議会では照井先生に具体的に放射冷房の事例を教え
ていただきまして、北大の旧昆虫標本室（北海道ワイン教育研究センターのワイ
ンセラー）での採用事例の視察や、大空間での採用事例の冷房体感会に参加する
など、検討は進めさせていただいております。

○谷本会長 的確に進めていただいているということで、引き続き検討をお願い
いたします。

ほかにはいかがでしょうか。

往田先生お願いします。

○往田委員 清華亭のときにも実現可能かどうかというところでは、札幌市の
体制では厳しいところがあるということを理解した上でお話ししていたのです
けれども、この耐震改修の過程の情報発信。広く建築関係、文化財関係で
なく、みんなの文化財、札幌市が誇る文化財として、見守りたい市民の
気持ちというのがあると思うので、できるような体制でいいので、危
険が予想されるのであれば、見学会というのは本当に改修の途中の見
学会があれば、それもいいのですけれども、それが厳しければ、ところ
どころのYouTube発信とかしていただければ、札幌市の文化財を
札幌市がこのように改修しているのだということが分かっていただくと、
もっと興味関心というのは強まっていくのかなと思いますので、
ちょっと考えていただければうれしいなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

これもたしか前回にも議論になった改築改修の見学というのでしょうか、途中経過の公開というか。何かありますか、今お返事できること。

○事務局（小島） 他都市の事例などを調べると、重要文化財で毎月第2、第4金曜日の何時から何時までは現場見学会と設定して、工程に組み込んで実施しているような事例もごございます。ただし、工程に組み込むことで、作業の進捗に影響し、スケジュールや工事費に影響する可能性もごございますので、無制限にはできませんが、工事発注部局と連携しながら検討したいと思っております。

○往田委員 その件につきましても、興味関心のある方は、入場料を払ってでも工事途中を見学したい、そういうニーズはあると思います。それは文化財というところで、公共の文化財ではなくても、クラウドファンディングの事例なのですけれども、クラウドファンディングでお金を出して、そのリターンで内部調査とか内部見学とか、それに充てているところがあるのですよ。わざわざお金を出して、例えば2万円を払って、それで内部調査に参加するということで、全国で人が集まってくるという事例もありますので、それが公共の建築に該当するかどうかは別として、お金をもらいながら改修を進めていくということができないのではないかと。本当に入場料でいいと思うのですね。時計台の。それでも現場見学会の資料代みたいな形で見てもらえれば、少し補填ができるのではないかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

恐らくほかの事例があるということでしょうから、検討してみるといかがかと。いかがでしょうか。

○事務局（小島） 御助言ありがとうございます。実際に群馬県の世界遺産、富岡製糸場では、過去に、ヘルメットを有料で貸し出して仮設見学施設を見せるというようなことをやっていたようですので、いろいろな事例を参考にしながら、時計台の身の丈に合った何かを模索できればと思っております。

○谷本会長 よろしく願いいたします。

では、ほかにもしなければ、議事を進めようと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、政策事業のうち、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の保存修理事業について、説明をお願いいたします。

○事務局（小島） 資料の7ページにお戻りいただきまして、4、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）保存修理事業の説明について、本日、資料館担当係長の田中が不在でしたので、代わって私のほうから説明させていただきます。

こちらの事業は、旧札幌控訴院庁舎が令和2年12月に国の重要文化財に指定されたことを受けまして、より文化財的価値を高める公開活用を行うということを目的として、令

和5年度から事業化されたものです。本事業では、従前計画を見直しまして、その価値に配慮した耐震補強・保存修理・機能向上について改修内容の検討を進めているところでございます。

昨年度までの2年間は、有識者による耐震・保存活用計画検討委員会からの御助言をいただきながら、耐震補強方針と、保存活用計画の策定に向けて検討を進めてきておりました。その結果、この庁舎の札幌軟石と煉瓦という組合せ、この特殊な外壁を耐震補強したという事例が全国的にも実績が乏しいことが分かりました。そして、それが課題にもなっているという状況であり、そのため今年度は、これまで検討した耐震補強方針がこの外壁に対しても有効に作用するかどうか、追加で検討を進めているところです。追加の検討業務を今年度発注しており、現在履行期間中という状況です。それに併せて、バリアフリー化ですとか防災機能の向上などの施設に必要な設備を整備するための手法について検討を進めているところで、こちらに関しては、この検討業務をこれから発注する予定で、準備中の状況です。

旧札幌控訴院庁舎に関しての説明は、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。資料はなしということですね。

○事務局（小島） 別添資料は特にございません。

○谷本会長 では、今の御説明について、御意見、御質問等ございましたら、ぜひお願いいたします。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

では、適切にお進めいただければと思います。

本日、事前に御用意いただいた議題は以上ですけれども、このほか何か追加の議題、事務局からございますでしょうか。

○事務局（永田） 私から、事務連絡いたします。

次回の審議会の予定について御連絡いたします。

第2回審議会は、今のところ、年明け以降に開催したいと考えておまして、議題といましては、本日御説明した文化財施設等保全事業、時計台保存修理事業及び旧札幌控訴院庁舎保存修理事業の進捗状況などについて御報告などを行う予定でございます。

また、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議要旨を作成し、出席された委員に内容を御確認いただいた上でこれを公開する旨を定めております。会議要旨には、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力のほどお願いいたします。

○谷本会長 ただいま、会議要旨の作成と委員による署名について御説明がありました。

会議要旨の署名委員を会長が指名するということでございますので、本日の会議要旨の署名については、池ノ上委員と泉委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

では、事務局は、後日、会議要旨を全員の委員に確認をいただいた上で、両委員から御署名をいただくようにしてください。

3 閉 会

○谷本会長 以上をもちまして、令和7年度第1回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

いろいろと進行の不手際がございましたけれども、皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 8 年 1 月 21 日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人

池上 真一

署名人

泉 善行